

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5 第1項の表の第1号

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年11月13日

【中間会計期間】 第74期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

【会社名】 MIC株式会社

【英訳名】 MIC CO.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 河合 克也

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿五丁目14番3号

【電話番号】 03-3372-2431(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営推進本部長 松尾 力

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿五丁目14番3号

【電話番号】 03-3372-2431(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営推進本部長 松尾 力

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第73期 中間会計期間	第74期 中間会計期間	第73期
会計期間	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
売上高 (千円)	5,704,554	6,978,777	12,275,062
経常利益 (千円)	411,519	843,604	1,019,876
中間(当期)純利益 (千円)	264,617	555,614	650,093
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	10,000	502,401	498,400
発行済株式総数 (株)	6,000,000	7,103,296	7,100,000
純資産額 (千円)	6,887,940	8,637,716	8,265,459
総資産額 (千円)	8,813,761	10,927,079	10,683,899
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	44.10	78.24	103.27
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	-	77.35	-
1株当たり配当 (円)	-	-	27.5
自己資本比率 (%)	78.1	79.0	77.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	224,952	38,411	771,843
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	60,612	99,497	91,367
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	126,462	188,360	820,326
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	2,198,234	3,411,713	3,661,159

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、第73期中間会計期間は潜在株式は存在するものの、当社株式は当時非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、第73期は潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有していないため記載しておりません。
4. 当社は2024年9月1日付で株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。第73期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり中間(当期)純利益を算定しております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績に関する説明

当中間会計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、国内経済は緩やかに回復しております。一方で、原材料費の上昇による物価高騰も長期化し、また人口減少に伴う働き手不足は大きな社会問題とされており、引き続き経済の先行き不透明な状況が続いております。

あらゆるコスト削減や人手不足への対応が喫緊の課題となっている社会情勢において、当社は、顧客の販促活動における非効率を解消し、全体最適化を実現する『リテール販促360°フルサービス』を提供しております。

当中間会計期間においては、上位既存顧客への取引額が堅調推移すると共に、大手ドラッグストアチェーンにおける共同配送サービスの利用拡大や複数の外食チェーンとの新規取引の開始、戦略サービスである販促DXクラウドサービス(PromOS)の導入に伴う更なる利用サービスの増加等、顧客基盤が着実に拡大しております。また今後の事業拡大に向けた、人材の確保、営業力の強化、生産性向上のための投資を積極的に行っております。

以上の結果より、当中間会計期間の業績は、売上高は6,978,777千円(前年同期比22.3%増)、営業利益811,417千円(前年同期比107.5%増)、経常利益843,604千円(前年同期比105.0%増)、中間純利益555,614千円(前年同期比110.0%増)となりました。

なお、当社は、『リテール販促360°フルサービス』事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載は行っておりません。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当中間会計期間末における流動資産合計は、6,368,945千円となり、前事業年度末に比べて288,563千円増加いたしました。これは主として法人税等の支払や配当の支払により現金及び預金が249,445千円減少したものの、顧客との取引増加により売掛金が322,656千円及び電子記録債権を利用する顧客との取引増加により電子記録債権が132,330千円増加したことによるものであります。

また、固定資産合計は、4,558,133千円となり、前事業年度末に比べて45,383千円減少いたしました。これは主に、減価償却により建物及び附属設備が44,821千円減少したことによるものであります。

その結果、資産合計は、10,927,079千円となり、前事業年度末に比べて243,179千円増加いたしました。

(負債)

当中間会計期間末における流動負債合計は、2,242,015千円となり、前事業年度末に比べて104,959千円減少いたしました。これは主に、賞与引当金が17,396千円増加したものの、支払により買掛金が62,028千円及び未払消費税等の減少等によりその他が43,639千円減少したことによるものであります。

また、固定負債合計は、47,347千円となり、前事業年度末に比べて24,117千円減少いたしました。これは主に長期未払金の減少によりその他が24,117千円減少したことによるものであります。

その結果、負債合計は、2,289,362千円となり、前事業年度末に比べて129,077千円減少いたしました。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産合計は、8,637,716千円となり、前事業年度末に比べて372,256千円増加いたしました。これは主に、剰余金の配当により195,250千円減少したものの、中間純利益555,614千円を計上したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は前事業年度末と比較して249,445千円減少し、3,411,713千円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のと

あります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における営業活動の結果得られた資金は、38,411千円（前年同期は224,952千円の収入）となりました。これは主に、売掛金の増減額322,656千円（前年同期は売掛金の増加額35,726千円）及び法人税等の支払額262,888千円（前年同期は95,140千円）による減少があったものの、税引前中間純利益843,604千円（前年同期は409,791千円）による増加のためであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における投資活動の結果使用した資金は、99,497千円（前年同期は60,612千円の使用）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出84,183千円（前年同期は60,691千円）による減少のためであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における財務活動の結果使用した資金は、188,360千円（前年同期は126,462千円の使用）となりました。これは主に、配当金の支払額195,250千円（前年同期は120,000千円）による減少のためであります。

3 【重要な契約等】

当中間会計期間において、重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
計	24,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (2025年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2025年11月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	7,103,296	7,103,296	東京証券取引所スタンダード市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は、100株であります。
計	7,103,296	7,103,296		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当中間会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりです。

第5回新株予約権

決議年月日	2025年5月28日
新株予約権の割当日	2025年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 2 当社従業員 11
新株予約権の数(個)	500 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 50,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,435 (注) 2
新株予約権の行使期間	2030年5月29日から2035年5月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,435 資本組入額 1,218
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

新株予約権の割当日(2025年6月23日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。ただし、新株予約権割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}} \times \text{調整前行使価額}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。交付する再編対象会社の新株予約権の数組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類再編対象会社の普通株式とする。新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。新株予約権の行使に際して出資される財産の価額交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。新株予約権を行使することができる期間

第6回新株予約権

決議年月日	2025年5月28日
新株予約権の割当日	2025年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 6
新株予約権の数(個)	135 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 13,500 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,435 (注) 2
新株予約権の行使期間	2032年5月29日から2035年5月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,435 資本組入額 1,218
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

新株予約権の割当日(2025年6月23日)における内容を記載しております。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。ただし、新株予約権割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。
 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率
2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していかなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行なうことはできない。各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。交付する再編対象会社の新株予約権の数組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類再編対象会社の普通株式とする。新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。新株予約権の行使に際して出資される財産の価額交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。新株予約権を使用することができる期間

【他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年7月23日(注)	3,296	7,103,296	4,001	502,401	4,001	492,401

(注)譲渡制限付株式報酬としての新株式発行によるものであります。

発行価格 2,428円

資本組入額 1,214円

割当先 当社の取締役(社外取締役を除く。) 2名 2,060株

当社の取締役を兼務しない執行役員 2名 1,236株

(5) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社エムツー	東京都新宿区西新宿五丁目14番3号	3,298,800	46.44
水上 光啓	東京都千代田区	1,206,200	16.98
河合 克也	東京都品川区	361,648	5.09
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	344,300	4.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8-1 赤坂インター・シティAIR	272,200	3.83
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	117,699	1.65
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	112,300	1.58
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S (常任代理人 モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4Q A, U.K. (東京都千代田区大手町1丁目9番7号)	104,900	1.47
BNP Paribas Financial Markets(常任代理人 BNPパリバ証券株式会社)	20 Boulevard des Italiens, 75009 Paris FRANCE	88,100	1.24
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS - MARGIN (CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1丁目13-1)	67,900	0.95
計	-	5,974,047	84.10

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,100,300	71,003	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は、100株であります。
単元未満株式	2,996		
発行済株式総数	7,103,296		
総株主の議決権		71,003	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5 第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第3編の規定により第1種中間財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間財務諸表について、有限責任 あづさ監査法人による期中レビューを受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,661,159	3,411,713
売掛金	1,896,775	2,219,432
電子記録債権	62,918	195,249
商品及び製品	74,588	82,116
仕掛品	100,784	84,585
原材料及び貯蔵品	59,287	65,786
その他	224,866	310,062
流動資産合計	6,080,381	6,368,945
固定資産		
有形固定資産		
建物及び附属設備（純額）	1,558,656	1,513,834
土地	2,360,990	2,360,990
建設仮勘定	4,565	22,871
その他（純額）	242,518	233,067
有形固定資産合計	4,166,731	4,130,764
無形固定資産	106,839	92,077
投資その他の資産		
繰延税金資産	99,862	99,862
その他	230,235	236,112
貸倒引当金	151	682
投資その他の資産合計	329,947	335,292
固定資産合計	4,603,517	4,558,133
資産合計	10,683,899	10,927,079

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	729,864	667,836
短期借入金	301,113	300,000
未払法人税等	317,548	317,776
賞与引当金	186,345	203,741
役員賞与引当金	27,000	12,499
受注損失引当金	2,582	1,278
その他	782,521	738,881
流動負債合計	2,346,975	2,242,015
固定負債		
その他	71,464	47,347
固定負債合計	71,464	47,347
負債合計	2,418,439	2,289,362
純資産の部		
株主資本		
資本金	498,400	502,401
資本剰余金	488,400	492,401
利益剰余金	7,278,659	7,639,023
株主資本合計	8,265,459	8,633,826
新株予約権	-	3,890
純資産合計	8,265,459	8,637,716
負債純資産合計	10,683,899	10,927,079

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
売上高	5,704,554	6,978,777
売上原価	4,150,930	4,760,954
売上総利益	1,553,623	2,217,822
販売費及び一般管理費	1,162,515	1,406,405
営業利益	391,108	811,417
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	1,529	1,462
受取賃貸料	5,700	5,700
古紙売却収入	10,807	10,805
店舗収入	6,077	16,234
その他	682	1,508
営業外収益合計	24,796	35,710
営業外費用		
支払利息	830	1,367
上場関連費用	3,000	-
減価償却費	365	363
消費税差額	-	1,495
その他	188	297
営業外費用合計	4,385	3,523
経常利益	411,519	843,604
特別損失		
固定資産除却損	1,728	-
特別損失合計	1,728	-
税引前中間純利益	409,791	843,604
法人税等	145,173	287,990
中間純利益	264,617	555,614

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	409,791	843,604
減価償却費	112,283	115,878
敷金償却費	697	697
株式報酬費用	-	3,890
固定資産除売却損益(△は益)	1,728	-
受取利息	0	0
受取配当金	1,529	1,462
支払利息	830	1,367
貸倒引当金の増減額(△は減少)	-	531
賞与引当金の増減額(△は減少)	14,210	17,396
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	12,000	14,500
受注損失引当金の増減額(△は減少)	553	1,303
退職給付引当金の増減額(△は減少)	35,031	-
売掛金の増減額(△は増加)	35,726	322,656
電子記録債権の増減額(△は増加)	105,150	132,330
棚卸資産の増減額(△は増加)	63	2,173
その他の流動資産の増減額(△は増加)	11,711	82,168
その他の固定資産の増減額(△は増加)	33	217
買掛金の増減額(△は減少)	12,021	62,028
その他の流動負債の増減額(△は減少)	79,961	43,547
その他の固定負債の増減額(△は減少)	1,009	24,117
小計	319,394	301,204
利息及び配当金の受取額	1,529	1,462
利息の支払額	831	1,367
法人税等の支払額	95,140	262,888
営業活動によるキャッシュ・フロー	224,952	38,411
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	60,691	84,183
無形固定資産の取得による支出	-	5,930
敷金及び保証金の差入による支出	52	6,659
その他	131	2,722
投資活動によるキャッシュ・フロー	60,612	99,497
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額(△は減少)	3,087	1,113
長期借入金の返済による支出	9,550	-
配当金の支払額	120,000	195,250
株式の発行による収入	-	8,002
財務活動によるキャッシュ・フロー	126,462	188,360
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	37,877	249,445
現金及び現金同等物の期首残高	2,160,356	3,661,159
現金及び現金同等物の中間期末残高	2,198,234	3,411,713

【注記事項】

(会計方針の変更等)

従来、当社の税金費用につきましては、原則的な方法により計算しておりましたが、決算業務の一層の効率化を図るため、当中間会計期間より事業年度の税引前純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法に変更しております。

なお、この変更による影響額は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

(中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(追加情報)

(譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行)

当社は、2025年6月26日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行を行うことを決議し、2025年7月25日に払込が完了いたしました。

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2025年7月25日
(2) 発行する株式の種類及び数	普通株式 3,296株
(3) 発行価格	1株につき2,428円
(4) 発行総額	8,002,688円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数 ならびに割り当てる株式の数	当社の取締役（社外取締役を除く。） 2名 2,060株 当社の取締役を兼務しない執行役員 2名 1,236株
(6) その他	本新株式発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 本制度の導入目的等

当社は、2025年5月28日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2025年6月26日開催の第73期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議し、本株主総会において承認可決されました。

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

本制度の導入に当たり、対象取締役に対しては譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2022年6月20日開催の第70期定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額500,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を除きます。）とご承認をいただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を上記報酬枠の範囲内にて設定することにつき、承認を得ております。

(中間損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月 30日)
役員報酬	98,400千円	106,001千円
給料及び手当	446,505 " "	520,464 " "
法定福利費	88,233 " "	101,530 " "
貸倒引当金繰入額	-	531
役員賞与引当金繰入額	12,000 " "	12,499 " "
賞与引当金繰入額	104,256 " "	118,339 " "
減価償却費	31,268 " "	33,183 " "

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月 30日)
現金及び預金	2,198,234千円	3,411,713千円
現金及び現金同等物	2,198,234千円	3,411,713千円

(株主資本等関係)

前中間会計期間（自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月 30日）

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年 6月24日 定時株主総会	普通株式	120,000	6,000.0	2024年 3月31日	2024年 6月25日	利益剰余金

(注) 2024年 9月 1日付で株式 1株につき300株の割合で株式分割を行っております。 1株当たり配当額については、当該株式分割前の金額を記載しております。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月 30日）

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年 5月14日 取締役会	普通株式	195,250	27.5	2025年 3月31日	2025年 6月11日	利益剰余金

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当中間会計期間において、譲渡制限付株式報酬としての新株発行により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ4,001千円増加し、当中間会計期間末において資本金が502,401千円、資本剰余金が492,401千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、リテール販促360°フルサービス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：千円)

	360° フルサービス事業
サービス（通信、IT、金融）	1,813,260
リテール（コンビニエンスストア、外食チェーン、ドラッグストア）	2,098,922
メーカー（消費財、美容コスメ、製薬、食品）	1,792,371
顧客との契約から生じる収益	5,704,554
外部顧客への売上高	5,704,554

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位：千円)

	360° フルサービス事業
サービス（通信、IT、金融）	2,290,128
リテール（コンビニエンスストア、外食チェーン、ドラッグストア）	2,722,408
メーカー（消費財、美容コスメ、製薬、食品）	1,966,240
顧客との契約から生じる収益	6,978,777
外部顧客への売上高	6,978,777

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり中間純利益	44円10銭	78円24銭
(算定上の基礎)		
中間純利益(千円)	264,617	555,614
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	264,617	555,614
普通株式の期中平均株式数(株)	6,000,000	7,101,224
潜在株式調整後1株当たり中間純利益		77円35銭
(算定上の基礎)		
中間純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)		82,068
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	第5回新株予約権 新株予約権の数 500個 (普通株式 50,000株) 第6回新株予約権 新株予約権の数 135個 (普通株式 13,500株)

- (注) 1. 前中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は当時非上場であったため、期中平均株価が把握できませんでしたので記載しておりません。
 2. 当社は、2024年9月1日付で株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

2025年5月14日開催の取締役会において、2025年3月31日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	195,250千円
1株当たりの金額	27円50銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2025年6月11日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月13日

MIC株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺 田 裕

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂 井 知 倫

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているMIC株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第74期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MIC株式会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 繼続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 . XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。